様式第１号

令和　年　月　日

租税特別措置法第十条の三第一項及び第三項並びに第四十二条の六第一項及び第二項の

規定の適用を受けようとする船舶に関する届出書

国土交通大臣　殿

代表者の氏名

　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の五第三項及び第二十七条の六第三項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の三第一項及び第三項並びに第四十二条の六第一項及び第二項の規定の適用を受けようとする総トン数五百トン以上の船舶の環境への負荷の低減に資する装置、機器及び構造（以下「装置等」という。）の設置状況等を、下記のとおり届け出ます。

１．届出者に係る情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業者名 |  | |
| 主たる営業所の所在地 |  | |
| 代表者の氏名 |  | |
| 連絡先 | (電話番号) | (電子メールアドレス) |

２．税制の適用に係る情報

|  |  |
| --- | --- |
| 適用を受けようとする事業年度  （個人事業の場合は申告対象期間） | 令和　年　月　日から令和　年　月　日まで |
| 適用予定区分 | 特別償却　　　／　　　税額控除 |

３．税制の適用を受けようとする船舶の情報

　　（届出者記載項目）

|  |  |
| --- | --- |
| 船舶名（船舶番号） | （　　　　　　　　　） |
| 船価 | 千円 |
| 総トン数 | トン |
| 竣工年月日 | 令和　年　月　日 |
| 建造造船所名 |  |

　　（造船事業者記載項目）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 装置、機器及び構造 | | | | 有無 | 装置等 |
| １　主機関又は推進装置 | | | | | |
|  | 窒素酸化物放出量削減型主機関（原動機（窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあっては、当該装置を含む。以下同じ。）が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号）第11条の７の表第２号中欄イからハまでに掲げる原動機であって、１キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が同号中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ同号下欄に掲げる窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に80分の78を乗じて算出された値以下となるものに限る。） | | |  |  |
| 電子制御型ディーゼル主機関 | | |  |  |
| 電気推進装置 | | |  |  |
| ２ | | 発電用機関 | | | |
|  | 燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関 |  |  |
| Ａ重油専用発電機関 |  |  |
| ターボ・ジェネレーター |  |  |
| ３ | | 推進関係機器、推進効率改良装置又は推進効率改良型船型 | | | |
|  | 推進効率改良型舵（a.整流板付舵、b.フラップ付舵又はc.シリング舵に限る。） |  |  |
| 船尾装着フィン |  |  |
| 燃料改質器 |  |  |
| 空気潤滑システム |  |  |
| バトックフロー船型 |  |  |
| エラ船型 |  |  |
| 船尾バルブ |  |  |
| ４ | | 船首方位制御装置 | |  |  |
| ５ | | サイドスラスター | |  |  |
| ６ | | 推進効率改良型プロペラ（a.プロペラ・ボス取付翼、b.ハイスキュー・プロペラ、c.可変ピッチ・プロペラ、d.二重反転プロペラ、e.ポッドプロペラ、f.プロペラ前部放射状型取付翼、g.二軸型ポッドプロペラ又はh.二軸型可変ピッチプロペラに限る。） | |  |  |
| ７ | | ＬＥＤ照明器具（船内居住空間に設置する全ての照明器具をＬＥＤ照明器具とする場合の当該ＬＥＤ照明器具に限る。） | |  |  |
| ８ | | a.バルバスバウ又はb.バルブレス船首船型 | |  |  |
| ９ | | 熱効率改良装置（a.排気ガスエコノマイザー、b.軸発電機装置又はc.冷却清水熱利用装置に限る。） | |  |  |
| 10 | | ボイラーを有する船舶にあっては、a.Ａ重油専用ボイラー又はb.自動制御型ボイラー | |  |  |
| 11 | | 船舶検査証書（船舶安全法（昭和８年法律第11号）第９条第１項の船舶検査証書をいう。）において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあっては、加水分解型の摩擦抵抗低減塗料が船底外板及び船側外板の外面で満載喫水線規則（昭和43年運輸省令第33号）第65条の２第１項（同令第66条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく海水満載喫水線より下方の部分（同法第３条に規定する船舶以外の船舶にあっては、型深さの下端から舷端までの最小の深さの75パーセントの位置における計画満載喫水線に平行な線より下方の部分）に塗布された船体 | |  |  |
| 12 | | 航海支援システム（気象及び海象に係る予測情報に基づく環境への負荷の低減に資する最適な航路及び速力を表示する装置を有するものに限る。) | |  |  |

備考

１．上記の表に掲げる３、６、８、９、10の装置等については、有無に加え具体的な装置等の（アルファベット「a」等）を記載する。

２．上記の表に掲げる１～12の装置等に代わり有している装置等を下記に記載する。なお、届出者は当該装置等を有していない場合はその理由を下記に記載すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 有していない装置等番号 | 代替装置等 | 有していない理由（※届出者記載） |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |
| ３ |  |  |
| ４ |  |  |
| ５ |  |  |
| ６ |  |  |
| ７ |  |  |
| ８ |  |  |
| ９ |  |  |
| 10 |  |  |
| 11 |  |  |
| 12 |  |  |

国土交通大臣　　　　　　　　殿

本船は、上記の装置等を有していることを証明します。

証明日付

　令和　　　年　　　月　　　日

造船所名

造船所住所

証明者名